

6. 10. 31
3178

要 求 書

- 一、全負解雇ヲ即時取消ス事
- 二、辛叢中日給全額支給スル事
- 三、辛叢費用金七百五十円支給スル事
- 四、新工場ノ設備、改修スル事
- 五、野球部補助金月五円ヲ支給スル事
- 六、辛二四、定期昇給スルコト
- 七、辛二四賞典ヲ出スコト

右及申(通)部候也

昭和七年十月三十一日

警視總監 高橋 守 雄

内務大臣 安達謙藏殿
 社会局 長官殿
 各町村 長官殿 (公啓書)

山下鉛筆工場労働争議ニ関スル件 (第九報)

要 旨
 十月十日日付の毎日労働争議見聞者代表談話より以て支那シテロの意見一致ス再會ヲ為シ
 労働争議ニ関スル事
 労働争議ニ関スル事
 労働争議ニ関スル事

首領工場ノ労働争議ニ関シテハ、要報ノ通りナルヲ其ノ後ノ状況
 左記ノ通

記